

# 京都府公立大学法人利益相反ポリシー

## 1 利益相反ポリシーの目的

京都府公立大学法人並びに京都府公立大学法人が設置する京都府立医科大学及び京都府立大学（以下「法人」という。）は、京都府の「知」の拠点として質の高い教育研究を実施することにより、大学や地域の多様な主体と協力・連携した研究成果等の活用、文化・産業の振興、医療等を通じた貢献など、地域社会はもとより国内外の発展に寄与する活動を行っている。

近年、産学公連携活動のあり方が多様化し、企業等との受託研究、共同研究の増加は言うまでもなく、共同研究講座や寄附講座の設置、企業等からの研究費や寄附金その他の物品、設備、建物又はサービス等の受入れ、企業等への技術移転など、法人と企業等との関係性は緊密化の傾向にある。このような連携の促進は、イノベーション創出への寄与が期待される一方で、法人としては更なる活動の活性化につながる利益の獲得にも寄与するため、産学公連携活動の推進を標榜する上で、利益相反を適切に管理することが極めて重要になってくる。

このような利益相反に適切な対応ができなければ、法人の社会的信頼は損なわれかねず、こうした事態を未然に防止するとともに、万一その状態に陥った場合に適切な対応をとることは、府民の負担によって設立された公立大学法人としての責務である。

このポリシーは、このような考え方にに基づき、利益相反に関する原則や管理方策などの方針を法人内外に明らかにし、法人に所属する者及び法人と企業等の双方が円滑に産学公連携活動に取り組むことができるようにすること、また利益相反が生じたときに適切に対応することなどを目的としている。

## 2 対象者の範囲

このポリシーは、法人の常勤役員、法人の教職員（非常勤を含む。）及び理事長が指定する者（以下「教職員等」という。）を対象者とする。

## 3 利益相反の定義

このポリシーにおいては、利益相反を以下のとおり定義するとともに、これらを全て含んだ概念を「広義の利益相反」として、特段の表記がない限り、単に「利益相反」と表記する。

### (1) 狭義の利益相反

#### ア 個人としての利益相反

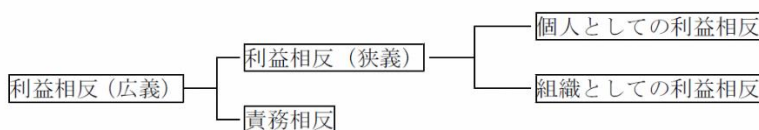
教職員等の個人が産学公連携活動を行うことにより得る利益（実施料収入、兼業報酬、未公開株式等）と大学における教育研究をはじめとする法人の使命を遂行する責任とが相反している状況

#### イ 組織としての利益相反

法人が産学公連携活動を行うことにより得る利益と法人の社会的責任とが相反している状況

### (2) 責務相反

教職員等が主に兼業活動により企業等に職務遂行責任を負っていて、法人における職務遂行の責任と企業等に対する職務遂行責任とが両立し得ない状態



## 4 利益相反に関する基本姿勢

(1) 法人は、定款に定められた目的の実現を目指して、その根幹である大学における教育研究の責務を十

- 分に果たしながら、教職員等及び法人が産学公連携活動を積極的に推進できるよう、環境整備を図る。
- (2) 法人は、教職員等が、社会からの信頼を損なうことなく安心して円滑に産学公連携活動に取り組めるよう、また法人が産学公連携活動において社会的責任を果たすことができるよう、教職員等及び法人による活動に関して利益相反が生じることを未然に防止するとともに、利益相反が生じた場合にこれを最小限に止めるため、必要な体制の整備を図る。
  - (3) 法人は、教職員等及び法人の利益相反に関する実態等を把握するとともに、利益相反に関する情報等を積極的に公表し、法人の産学公連携活動に対する府民や社会の的確な理解を得るなど、必要な説明責任を果たす。
  - (4) 大学においては、このポリシーや関係規程等に基づき、研究が実施される現場として、教職員等の研究活動において利益相反が生じることを未然に防止するための取組や利益相反が生じた場合に必要な措置を行うなど、教職員等の個人としての利益相反を管理する。また、適宜、理事長に相談・報告等を行うなど、法人全体としての利益相反の管理が適切に行われるよう努めるものとする。
  - (5) 法人は、自らが実施主体となつて行う産学公連携活動に対して組織としての利益相反管理体制を構築し、利益相反が生じることがないように配慮しながら円滑に産学公連携活動を推進する。

## 5 利益相反に対する管理方策

### (1) 規程の整備

法人は、このポリシーを進めるために必要な事項を定める規程等の整備を行う。

### (2) 利益相反管理体制の確立

#### ア 大学における取組

- (ア) 個人としての利益相反を管理する機関として利益相反委員会を設置し、学長の管理・監督下において、倫理委員会等と連携を図りながら学内の利益相反管理体制の中核を担うものとする。
- (イ) 個人としての利益相反に係る自己申告及びこれに基づく承認等を行う。
- (ウ) 利益相反に関する相談及び助言・指導を行う。
- (エ) 利益相反に関する情報管理及び情報公開を適切に行う。
- (オ) 教職員等の利益相反に関する理解を深めるための研修を実施する。

#### イ 法人本部における取組

組織としての利益相反を管理する機関として組織的利益相反委員会を設置し、大学に設置する利益相反委員会と連携を図りながら組織としての利益相反を管理する。

## 6 特定分野における利益相反

法人は、大学での特定の教育研究分野における利益相反について、特別の方策等が必要となる場合は、このポリシーの下に当該分野に関する利益相反の指針を策定する。特に、臨床研究は人間を対象とし極めて高い倫理性・専門性を求められる研究であることから、このポリシーに基づき、文部科学省の「臨床研究の利益相反ポリシー策定に関するガイドライン」に準拠した臨床研究に関する利益相反の指針を策定する。

## 7 その他

法人は、このポリシーの推進に当たって学生等の学習の権利や研究者の研究の自由を不当に侵害しないよう十分な配慮を行う。